

令和4年8月23日 日本医師会 記者会見

令和5年度
医療に関する税制要望

公益社団法人 日本医師会

令和4年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備・施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、令和5年度には、税制面において次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】

○医業経営

- 1 社会保険診療等に係る消費税について、
小規模医療機関等においては
非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、
一定規模以上の医療機関においては
軽減税率による課税取引に改めることを検討すること。 … 1
- 2 医業を承継する時の相続・贈与に係る税制の改善。
(1)医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
(2)医療法人の出資の評価方法の改善。
(3)基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等。 … 2
(4)認定医療法人制度の延長及び拡充。
(5)出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善。
(6)個人版事業承継税制の改善。
(7)新たな医療法人の形態についての検討。
- 3 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の存続。 … 5
- 4 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税の存続。 … 6
- 5 訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置。 … 7

○勤務環境

- 6 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに
勤務環境を改善するため、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用
に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。 … 8

○健康予防

- 7 たばこ税の税率引き上げ。 … 9

○医療施設・設備

- 8 医療機関の設備投資を支援する税制措置の改善。
- (1) 医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずること。
- ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を160万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用とするとともに、適用期限を延長すること。
- ② 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。 ……11
- (2) 中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること。
- ① 中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に、医療保健業の用に供する医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
- ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。
- (3) 医療用機器について、(1)①の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置の選択適用ができるようにすること。
- (4) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。
- 9 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 ……16
- 10 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置。
- (1) 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。
- (2) 医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること。 ……17
- (3) 固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること。
- 11 医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。 ……20

- 12 医療機関の防災・減災対策を支援するため、以下の措置を講ずること。
 (1) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る
 税制上の特例措置を創設すること。 ……21
 (2) 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を
 適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。
- 13 地域医療構想実現に向けた再編計画に係る税制措置の延長等。
 (1) 登録免許税軽減措置の適用期限を延長すること。 ……23
 (2) 固定資産税軽減措置を新たに講ずること。

○その他

- 14 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 ……24
- 15 公益法人等に関わる所要の税制措置。
 (1) 医師会について
 開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、開放型病院等の固定資産税等
 非課税措置の恒久化、その他の措置。 ……25
 (2) 公益法人等への課税強化を行わないこと。
 (3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置
 及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
- 16 社会医療法人・認定医療法人等の認定要件等における補助金収入の取扱い
 の見直し。 ……27
- 17 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関・医療従事者に対する
 税制措置。 ……28
- 18 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する税制措置。 ……29

- 1 社会保険診療等に係る消費税について、小規模医療機関等においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、一定規模以上の医療機関においては軽減税率による課税取引に改めることを検討すること。

－ 消費税 －

社会保険診療や介護保険サービス（注）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

（注）特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成26年4月の税率引上げ（5%→8%）対応分についても、検証の結果、補てん不足が判明し、見直しが行われた経緯があり、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。

平成30年12月14日に自由民主党・公明党が公表した平成31年度税制改正大綱に、「（前略）今般の消費税率10%への引上げに際しては、診療報酬の配点を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなどを対応していくことが望まれる。」と記載されました。

しかしながら、個々の医療機関の消費税負担解消は課題として残されています。個々の医療機関の消費税負担解消のためには課税取引への転換が有力な選択肢として考えられる一方で、小規模医療機関等への影響も配慮して慎重に検討する必要があります。そこで、小規模医療機関等においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、一定規模以上の医療機関においては軽減税率による課税取引に改めることを検討することを要望します。

（消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号）

2 医業を承継する時の相続・贈与に係る税制をさらに改善すること。

- (1) 医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
- (2) 医療法人の出資の評価方法の改善。
- (3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等。
- (4) 認定医療法人制度の延長及び拡充。
- (5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善。
- (6) 個人版事業承継税制の改善。
- (7) 新たな医療法人の形態についての検討。

－ 相続税・贈与税・所得税 －

事業承継に関する相続税・贈与税については、平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されましたが、医療法人の持分については、取引相場のない株式等と同等に評価・課税されているにも拘らず、課税の軽減措置である同制度の適用から外される結果となっており、課税上のバランスを欠いております。

さらに、個人事業の承継については、平成 31 年度税制改正で個人版事業承継税制が創設されたことから、持分あり医療法人の税制措置の適用対象からの除外は一層際立つこととなりました。

医師偏在対策の観点からも、また、地域に必要な医療を確保するためにも、相続税等の納税のために医業継続に不可欠な財産までもが換金等され、地域の医療資源が脆弱化することのないよう、手当てすることが必要です。

そこで、医業承継に関する税制について、次の改善を行うよう要望します。

(1) 医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、中小企業の事業承継税制が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。

(2) 医療法人の出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を以下の通り改善すること。

- ① 類似業種批准価額方式については、配当の無い普通法人の株式に準じて評価算式の分母を 3 とする評価に改善すること。
- ② 純資産価額方式については、特定の出資社員が独占的な支配権を有しているわけではないので、支配割合 50%未滿の同族株主同様に純資産価額の 80%評価とすること。
- ③ 持分のある医療法人が制度上の永続性を認められないのであれば、存続期間の定めのない地上権の評価方法に準じて 60%の評価減を行うこと。

(3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等

持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、基金拠出型医療法

人への移行の際には、移行前の出資者が持分を基金として拠出した場合に生ずる配当所得課税を繰り延べる措置を講ずるとともに、当該基金に係る相続税・贈与税について納税猶予の措置を講ずること。

さらに、医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることや、基金の返還については法令上の規制が存在することを考慮し、相続発生時の返還可能額を上限とする評価に改めること。

(4) 認定医療法人制度の延長及び拡充

認定医療法人制度について、適用期限（令和5年9月30日）を延長するとともに、以下の拡充措置を講ずること。

認定から3年以内の移行期限を、認定から5年以内に緩和すること。

相続が発生したときに認定医療法人制度を利用する場合は、相続後、相続税の申告期限（10ヶ月）までに移行計画の認定を受け、納税猶予の手続きを行う必要があるが、期限までに準備することは実務上困難である。そこで、相続発生後の認定申請について、例えば、認定要件の緩和や、利子税・延滞税を免除した上で申告期限を延長するなど必要な措置を講ずること。

また、みなし贈与課税を受けないための8つの要件については、その判断基準があいまいなものや、相続税法第66条第4項における相続税等の「負担が不当に減少」の解釈に直接関係のないものがあり、本制度の適用を受ける医療法人が限定的となる一要因と考えられる。そこで、以下の①～③の要件の解釈を弾力化し、以下の④～⑧の要件を廃止または緩和すること。

- ① 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること
- ③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
- ④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
- ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽その他公益に反する事実がないこと
- ⑥ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
- ⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
- ⑧ 医業収入が医業費用の150%以内であること

(5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成16年6月16日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税4要件について、認定医療法人制度の認定要件との整合性を図ること。

(6) 個人版事業承継税制の改善

個人版事業承継税制を改善するため、以下の措置を講ずること。

- ①個人版事業承継税制を利用して納税猶予の適用を受けた個人立医療機関が、その後法人成りをした場合、現行制度では個人事業の廃止となり、猶予税額を納税しなければならない。そこで、個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受けている医業承継者が、特定事業用資産を基金として拠出して医療法人を設立した場合、当該基金に係る相続税・贈与税について納税猶予を認める措置を講ずること。
- ②特例事業相続人等が事業を継続することができなくなった場合における事業を継続することができなくなったことについて財務省令で定めるやむを得ない理由を緩和すること。

(7) 新たな医療法人の形態についての検討

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行が進まない現状に鑑み、医業の継続のため、新たな医療法人の形態を検討するため、厚生労働省に検討会を設置すること。

(相続税法第3条、第12条、第23条、措置法第69条の4、第70条の6の10、第70条の7、第70条の7の2、措置法施行規則第23条の8の8第2項、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第24項第3号、医療法施行規則第57条の2第1項、財産評価基本通達194-2)

(参考1) 医療法人の出資の評価

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\text{1口当たりの利益金額の比} + \text{1口当たりの純資産価額の比}}{2} \times (0.7 \sim 0.5)$$

(参考2) 事業を継続することができなくなったことについて財務省令で定めるやむを得ない理由とは、次のいずれかに該当することになったことをいう。

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級）の交付を受けたこと
- ・身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級）の交付を受けたこと
- ・介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5）を受けたこと

3 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

— 事業税 —

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

4 医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

－ 事業税 －

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。

また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 法人事業税の標準税率 (特別法人事業税との合算税率 (* 1))

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)	特別法人 (医療法人) (* 2)
所得 400 万円以下の金額	4.795%	4.7075%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.261%	6.5905%
所得 800 万円超の金額	9.59%	6.5905%

* 1 特別法人事業税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

5 訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置。

－ 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 －

政府は、2020年4,000万人、2030年6,000万人の訪日外国人達成の目標を掲げていますが、医療機関において、言語、文化、支払慣習の相違等に起因して多くの課題が生じ始めています。

例えば、その対策の一つとして、訪日外国人患者に対する通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた合理的な価格設定のあり方などが政府で検討されていますが、その対応策の内容によっては、以下の税制措置について、自費患者に対し請求する金額の要件（社会保険診療報酬と同一の基準など）が課されていることから、その適用に不利に作用する可能性があります。また、訪日外国人患者の増加による収入の増加は、以下の税制措置について、収入要件（社会保険診療等の収入が全収入の一定割合を超えること）が課されていることから、その適用に不利に作用することが懸念されます。

- ・ 社会医療法人に対する法人税非課税措置・固定資産税非課税措置
- ・ 特定医療法人に対する法人税軽減税率
- ・ 認定医療法人の相続税・贈与税納税猶予制度
- ・ 開放型病院等を開設する医師会が行う医療保健業に対する法人税非課税措置
- ・ 福祉病院（無料低額診療等を行う病院）を開設する公益法人等が行う医療保健業に対する法人税非課税措置
- ・ 農業協同組合連合会が行う医療保健業（厚生連等）に対する法人税非課税措置（注）

（注）当該措置に収入要件はない。

そこで、訪日外国人患者に適切に対応することが、上記の税制措置について、自費患者に対し請求する金額の要件や収入要件に不利になることのないよう、訪日外国人患者に対する診療等については価格要件を課さないこととするとともに、訪日外国人患者に対する診療等による収入を収入要件の分母から除外することを要望します。

- 6 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。

－ 所得税 －

働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、保育の公的サービスによる対応に加え、柔軟な子どもの預かりサービス利用を必要とする子育て家庭が存在します。このようなベビーシッター等の子どもの預かりサービスを利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高くなっています。そこで、地域医療確保のために、医療従事者の子育て支援並びに勤務環境改善を図る目的で、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を要望します。(所得税法第 57 条の 2、所得税法施行令 167 の 3～167 の 5、所得税法施行規則 36 の 5、36 の 6)

7 たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

－ たばこ税・地方たばこ税 －

喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

また、非喫煙者、とくに働く若い人を受動喫煙による健康被害から守る等、国民の健康推進の観点から、たばこの消費を抑制しつつ、財政物資として必要な財源を確保するためには、さらなる税率引き上げが必要です。

そこで、葉タバコ農家への影響を踏まえた措置を講じることを前提として、税率の引き上げを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参 考)

たばこ税の概要

・課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

・税率

税目 区分	国 税			地 方 税			合 計
	たばこ税 (円/千本)	たばこ特別税 (円/千本)	小 計 (円/千本)	道府県たばこ税 (円/千本)	市町村たばこ税 (円/千本)	小 計 (円/千本)	
紙巻たばこ	6,802	820	7,622	1,070	6,552	7,622	15,244
葉巻たばこ パイプたばこ							
刻みたばこ かみ用及びかぎ 用の製造たばこ							

(注)

1. 上記は、令和 3 年 (2021 年) 10 月現在の税率。
2. たばこ特別税は平成 10 年 (1998 年) 12 月 1 日から実施。
3. 葉巻たばこ及びパイプたばこは 1g を 1 本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは 2g を 1 本に、それぞれ換算する。
※ 1 本あたりの重量が 1g 未満の葉巻たばこについては、その 1 本をもって紙巻きたばこの 1 本に換算する。
4. 加熱式たばこは、平成 30 年 (2018 年) 10 月 1 日から「加熱式たばこ」の区分に分類され、本数換算は、次のイ～ハ の本数の合計本数による。

【令和 3 年 (2021 年) 10 月 1 日～令和 4 年 (2022 年) 9 月 30 日】

イ その重量 (フィルター等を含む。) 1g を 1 本に換算した本数に 0.2 を乗じた本数

- ロ その重量（フィルター等を除く。）0.4 g を 0.5 本に換算した本数に 0.8 を乗じた本数
- ハ その小売定価（消費税抜き）の紙巻たばこ 1 本当たりの平均価格をもって 0.5 本に換算した本数に 0.8 を乗じた本数

8 医療機関の設備投資を支援する税制措置の改善。

- (1) 医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずること。
 - ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を 160 万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用とするとともに、適用期限を延長すること。
 - ② 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。
- (2) 中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること。
 - ① 中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に、医療保健業の用に供する医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
 - ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。
- (3) 医療用機器について、(1) ①の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置の選択適用ができるようにすること。
- (4) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。

－ 所得税・法人税 －

- (1) 医療用機器等の特別償却制度（医療用機器に係る特別償却制度、勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度）の拡充及び適用期限延長
医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して良質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。また、医師等の働き方改革を進めるための勤務時間短縮用設備等の導入は、医師等の勤務環境改善の観点から一層の支援が必要です。さらに、地域医療構想の実現のため、地域医療構想の趣旨に適合した建物等の取得等の一層の支援が必要です。

しかしながら、医療用機器の特別償却制度、勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業経営強化税制に比し、税制上の手当てが見劣りすることは明らかです。

そこで、上記のとおり措置の拡充及び適用期限の延長を強く要望します。

(措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2、第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 42 条の 6 第 1 項第 1 号、平 21 厚生労働省告示第 248 号)

- (2) 中小企業者等に対する現行の設備投資減税制度の拡充及び適用期限延長又は新たな税制措置の創設

令和 3 年度税制改正において、中小企業の経営力向上のための設備投資を支援する中小企

業経営強化税制が延長され、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備（器具備品、建物附属設備、ソフトウェア等）を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除を選択適用することができます。ところが、医療保健業については、対象設備から、器具備品のうち医療用機器が除外されるとともに、建物附属設備が除外されています。

このような医療に対する不利な扱いは、中小企業の活性化を目的とする中小企業経営強化税制の趣旨に反するものです。事実、「医療分野に係る中小企業等経営強化法第12条第1項に規定する事業分野別指針」（平成28年厚生労働省告示第281号）において、経営力向上のための設備投資として、「内部業務の効率化のためのバックオフィス業務におけるICTツールの活用等」、「電子カルテ等のICTの利活用」、「介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減」、「エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進」などが挙げられており、電子機器、ロボット、空調設備などの器具備品・建物附属設備への措置が必要とされています。医療用機器の適切な更新・高度化についても、経営力強化に資することはいうまでもありません。

また、医療機関の多くは中小企業者等に該当し、地域雇用の受け皿として大きな比重を占めていることから、中小医療機関の経営力強化は、地域雇用を守る観点からも必要です。

つきましては、中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずることを要望します。

- ① 中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に、医療保健業の用に供する医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
- ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。
(措置法第10条の5の3、第42条の12の4)

(3) 医療用機器について、(1) ①の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置の選択適用ができるようにすることを要望します。

(4) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長することを要望します。
(措置法第10条の3、第42条の6)

(参考1) 医療用機器に係る特別償却制度の概要（適用期限：令和5年3月31日）

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、未使用の医療用機器（取得価額500万円以上）(注)を取得等（所有権移転外リース取引による取得を除く）して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の12%の特別償却ができる。

(注)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は

同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

2. ただし、CT・MRIで一定のものについては、適用要件が追加され、効率的な配置促進のため一定の要件を満たすことについて都道府県の確認を得ることが必要。

(参考2) 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度の概要(適用期限:令和5年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる設備等を取得(所有権移転外リース取引による取得を除く)又は製作して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の15%の特別償却ができる。
2. 対象設備(勤務時間短縮用設備等)

器具及び備品(医療用機器を含む。)並びにソフトウェア(電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。)であって、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資する未使用の勤務時間短縮用設備等のうち一定のもの。1台又は1基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては一組又は一式。)の取得価額が30万円以上のものとする。これらは、医師等勤務時間短縮計画を作成し、都道府県に設置された医療勤務環境改善センターの確認等を受けることが必要。なお、医師等勤務時間短縮計画は、医師1名を対象とするものでも可。

(参考3) 構想適合建物等に係る特別償却制度の概要(適用期限:令和5年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる建物及びその附属設備の取得(所有権移転外リース取引による取得を除く)又は建設をして、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の8%の特別償却ができる。
2. 対象設備(構想適合建物等)

新築・改築、増築、転換に該当する工事(すなわち、減築、廃止(単なる解体撤去)の場合を除く。)により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まないこととする。これらは、病院又は診療所の具体的対応方針が地域医療構想調整会議において提出・確認されていること等について、都道府県の確認を得ることが必要。

(参考4) 中小企業経営強化税制の概要(適用期限:令和5年3月31日)

1. 中小企業者等(従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など)が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除7%(資本・出資の金額が3,000万円以下もしくは個人事業主は10%)を選択適用できる。

2. 対象設備

類型	要件	確認者	対象設備 (注1～3)	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない（注4） ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
D類型	修正ROA（総資産利益率）または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

（注1）発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。

（注2）医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

（注3）ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。

（注4）働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合がある。

（参考5）中小企業投資促進税制の概要（適用期限：令和5年3月31日）

1. 中小企業者等（従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など）が、機械装置等を導入した場合に、特別償却(30%)又は、税額控除(7%)が選択適用できる（7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合）。

2. 対象となる業種

サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く）を除く）、卸売業、小売業、製造業、建設業等

3. 対象設備

- (1) 機械・装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 測定工具及び検査工具で1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上
- (3) ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く）で次に掲げるいずれかのもの
 - (ア) 一つのソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

(イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が
70万円以上のもの

(4) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)

(5) 内航海運業の用に供される船舶 (取得価額の 75%以上が対象)

(参 考 6)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟(東京高裁平成 21 年(行コ)第 73 号平成 21 年 7 月 1 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却)等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

9 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

－ 所得税・法人税 －

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、上記のとおり要望します。

（耐用年数省令別表第一）

（参 考） 病院・診療所用建物の耐用年数

（ 区 分 ）	（ 現 行 ）	（ 要 望 ）
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は 鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

10 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置。

- (1) 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。
- (2) 医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること。
- (3) 固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること。

－ 固定資産税 －

医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税について以下の通り要望します。

- (1) 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置は、法人について会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）に限定しており、医療法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合等の非営利法人は適用対象外となっています。そこで、生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長することを要望します。
- (2) 中小企業等経営強化法による固定資産税軽減措置は平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止となったため、生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置のみが継続することとなりました。中小企業等経営強化法による固定資産税軽減措置は全国一律の要件で適用がされたのに対して、生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置はその実施及びその内容について市町村が決定する仕組みとなっています。しかし、ユニバーサルサービスである医療の担い手としての医療機関に対する支援策としては、その実施の有無や内容について当該市町村の財政状況等に左右される仕組みでは十分といえません。そこで、医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずることを要望します。
- (3) 行政手続き簡素化の 3 原則(注)を踏まえ、事務負担軽減のため、固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一することを要望します。
(注)「日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）では、事業者の生産性向上を徹底的に後押しすることとされた。これを踏まえ、「規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日）」において、行政手続きコストを令和 2 年までに 20%削減することとされた。また、その際、行政手続き簡素化の 3 原則（「行政手続きの電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」及び「書式・様式の統一」）を踏まえることとされた。

(参 考 1) 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置の概要（適用期限：令和 5 年 3 月 31 日）

1. 導入促進基本計画の同意を受けた市町村に所在している中小企業者（従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人（注 1）など）が、先端設備等導入計画の認定を受けた一定の設備（先端設備等）を新規取得した場合、固定資産税が 3 年間にわたりゼロ～2 分の 1（市町村の条例で定める割合）に軽減される。

（注 1）医療法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合等の非営利法人を除く。

2. 先端設備等（市町村により異なる場合がある）

下の表の対象設備のうち、以下の 2 つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はない）（中古品は対象外）。
- ②経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均 1%以上向上している設備。

（対象設備）

設備の種類	最低価額 (1 台 1 基又は 一の取得価額)	販売開始 時期	その他要件
機械装置	160 万円以上	10 年以内	—
工具 (測定工具及び検査工具)	30 万円以上	5 年以内	—
器具備品	30 万円以上	6 年以内	—
建物附属設備	60 万円以上	14 年以内	償却資産として課税されるもの に限る
構築物	120 万円以上	14 年以内	—
事業用家屋	120 万円以上	—	取得価額の合計額が 300 万円以上 の先端設備等とともに導入され たもの

(参 考 2) 中小企業等経営強化法による固定資産税軽減措置の概要（適用期限：平成 31 年 3 月 31 日）

1. 中小企業者等（従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など）が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備（経営力向上設備等）を新規取得した場合、固定資産税が 3 年間にわたり 2 分の 1 に軽減される。

2. 経営力向上設備等

下の表の対象設備のうち、以下の 2 つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はない）（中古品は対象外）。
- ②経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均 1%以上向上している設備。

(対象設備)

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の 取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具(注1)	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品(注1)	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(注1, 2)	全て	60万円以上	14年以内

(注1) 工具、器具備品、建物附属設備については、医療業・介護事業は東京都を除く。

(注2) 償却資産として課税されるものに限る。

(参考3) 日本税理士会連合会税制審議会「中小法人の範囲と税制のあり方について

－平成27年度諮問に対する答申(平成28年3月17日)より抜粋(p.9)

投資減税に関して、平成28年度の税制改正において、中小企業者等が取得した一定の機械及び装置に対する固定資産税(償却資産税)について、時限措置として課税標準を2分の1とする特例が創設される予定である。企業の償却資産に課税すると、設備投資に悪影響が生じること、また、諸外国の税制をみると、償却資産に固定資産税を課税している例はほとんどないのが実状である。したがって、償却資産に係る固定資産税を廃止すべきであるが、少なくとも平成28年度に新設される負担軽減措置は、その適用対象設備を拡充するとともに、恒久的な制度とすべきである。

(参考4) 日本税理士会連合会税制審議会「償却資産に係る固定資産税制度のあり方について

－平成28年度諮問に対する答申(平成28年12月14日)より抜粋(p.7)

法人に対する償却資産の課税に当たっては、賦課期日を法人の決算日として同日に所有している資産に課税することとし、かつ、申告期限も法人税と一致させることにより事業者の事務負担の軽減を図るべきであるという意見が多い。ただし、現行制度のように償却資産に対する課税を固定資産税に含めている限り、賦課期日を法人の決算日とすることは困難であるという意見もある。

この問題について、償却資産に対する課税制度を固定資産税とは異なる税目とすれば、1月1日を賦課期日とする現行の制度を見直し、課税の基準日を法人の決算日とする制度設計が可能となる。また、償却資産に係る申告期限と法人税の申告期限を一致させることも容易になると考えられる。

なお、仮に償却資産に対する課税制度を固定資産税として存置するとしても、現行の賦課期日を法人の決算日に改めるとともに、その申告期限も法人税と整合させることが適当である。

11 医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。

－ 固定資産税・不動産取得税 －

平成 30 年の医療法改正により、医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等で一定期間勤務した者を厚生労働大臣が評価・認定する制度が創設されました。また、附帯決議において、経済的インセンティブの付与について検討することとされています。

そこで、医師偏在の解消や、医師少数区域等における医業の継続に資するよう、経済的インセンティブとして、医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設を要望します。

(参 考) 医療法及び医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（第 196 国会閣法第 60 号決議）

医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に対する効果的な経済的インセンティブの付与について検討すること。

12 医療機関の防災・減災対策を支援するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。
- (2) 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税 －

(1) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。

- ① 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- ② 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

(2) 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。

平成31年度税制改正で創設された中小企業防災・減災投資促進税制は、法人について会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）に限定しており、医療法人、公益法人、一般法人等の非営利法人は適用対象外となっています。そこで、中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長することを要望します。

(参 考) 中小企業防災・減災投資促進税制

1. 概要

中小企業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用できる。

2. 適用期限：令和5年3月31日

3. 中小企業者とは

下記のいずれかに該当する、中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条第1項の認定を受けた同法の中小企業者（注）。

- ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

- ・ 協同組合等

(注) 医療法人・社会福祉法人・学校法人・公益法人・一般法人等の非営利法人は、適用対象外。

4. 対象設備

減価償却資産の種類 (価格要件)	対象となるものの用途又は細目
機械装置 (100万円以上)	自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置 (同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電機、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、無停電電源装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る。) (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

13 地域医療構想実現に向けた再編計画に係る税制措置の延長等。

- (1) 登録免許税軽減措置の適用期限を延長すること。
- (2) 固定資産税軽減措置を新たに講ずること。

－ 登録免許税・固定資産税 －

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく認定を受けた再編計画について、地域の医師会、都道府県の医療審議会、地域医療構想調整会議において合意を得た再編統合のために取得した一定の不動産（土地・建物）に係る税制措置について、登録免許税軽減措置の適用期限を延長するとともに、固定資産税軽減措置を新たに講ずることを要望します。

(参 考 1) 地域医療構想の実現に向けた再編計画に係る税制措置（現行）

①登録免許税軽減措置（適用期限：令和5年3月31日）

医療機関の開設者が、厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した一定の不動産について、登録免許税を軽減する。

- ・土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）
- ・建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

②不動産取得税軽減措置（適用期限：令和6年3月31日）

医療機関の開設者が、厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した一定の不動産について、不動産取得税の2分の1を軽減する。

(参 考 2) 再編計画の認定制度

令和3年の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2以上の医療機関の再編の事業に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるもの（第11条の2第1項）とされた。

14 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

－ 所得税・法人税 －

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7,000 万円を超える者を除外する(平成 25 年度税制改正により追加された要件)。

(注)上記の改正は、個人は平成 26 年分以後の所得税について適用し、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

15 公益法人等に関わる所要の税制措置を講ずること。

(1) 医師会について

開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2) 公益法人等への課税強化を行わないこと。

(3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

－ 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・不動産取得税 －

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 開放型病院等の法人税非課税措置における非営利型一般社団法人の収入割合の要件について、地域の医療・介護体制において期待される役割に対応するため、社会医療法人・特定医療法人と同様に介護保険法の保険給付（介護系）に係る収入金額を社会保険診療等の収入金額に含めること
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

(2) 医師会をはじめとする公益法人等は、地域医療を支える役割を果たしており、非課税範囲の縮小等による課税強化により、公益法人等の税負担を増やさないとを要望します。とりわけ、利子配当等への課税強化が検討課題とされていますが、医師の生活の安定や老後の生活保障等を図ることを通じ国民医療の充実を可能とし、共益事業である共済制度の健全な運営を維持するため、利子配当等への課税については従前通りとすることを要望します。とりわけ、日本医師会が運営する医師年金については、公益目的事業として位置付けられていることを踏まえ、特段の配慮を求めます。

(参考) 平成29年度税制改正大綱において、「基本的考え方」として以下の通り記載。

公益法人等課税については、非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

(3) 医療保健業を行う非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

16 社会医療法人・認定医療法人等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し。

－ 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 －

新型コロナウイルス感染症対策として、補助金等の各種支援策が実施されていますが、以下の税制措置について、収入要件（社会保険診療等の収入が全収入の一定割合を超えること）が課されていることから、補助金等の収入の一時的な増加により認定等が受けられなくなることが懸念されます。

- ・ 社会医療法人に対する法人税非課税措置、固定資産税非課税措置
- ・ 特定医療法人に対する法人税軽減税率
- ・ 認定医療法人の相続税・贈与税納税猶予制度、法人に係る贈与税非課税措置
- ・ 福祉病院（無料低額診療等を行う病院）を開設する公益法人等が行う医療保健業に対する法人税非課税措置

しかし、補助金等の収入が増加したことをもって、当該医療機関の公益性ないし運営の適正性には何ら変化が生じるものではありません。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金その他の新型コロナ対応のために国又は地方公共団体が交付する補助金のうち固定資産の取得に係るもの以外については、令和3年3月31日付厚生労働省医政局長通知により、要件設定の趣旨に照らして、当面の間、社会保険診療等に係る収入金額（分子）及び全収入金額（分母）に算入するものとするものとされましたが、今後も生じ得るパンデミックや大災害等に備え、恒久措置として手当てすることが必要です。

そこで、上記の税制措置について、補助金等の収入は、分母にも分子にも加算して収入要件を算定する等、補助金等の収入の一時的な増加により、収入要件を満たさないこととならないよう、恒久的な措置を講ずることを要望します。

17 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関・医療従事者に対する税制措置。

— 所得税・法人税・贈与税・固定資産税 —

新型コロナウイルス感染症は、医療機関の経営に極めて深刻な影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関・医療従事者への対策として、補助金等の各種支援策が実施されていますが、それらを補完する税制措置として、下記の通り要望します。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療機関に対して固定資産税等の減免措置を講ずること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について
 - ① 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、所得税・法人税の新たな措置(即時償却又は税額控除30%)を創設すること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、一定期間固定資産税を全額減免すること。
- (3) 医療機関に対する寄附について
 - ① 医療機関に対する寄附について、寄附者の所得控除・損金算入枠を拡充すること。
 - ② 医療機関に対する寄附について、医療法人等の受贈益を非課税とするとともに、医療機関を経営する個人に対する贈与税を非課税とすること。
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種の人材確保のための臨時的措置として、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療従事者に給付する出務費について、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金と同様に、所得税非課税とすること。
(所得税法第78条、法人税法第37条)

18 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する税制措置。

— 所得税・法人税・事業税・固定資産税・他 —

新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている幅広い事業者を対象に、以下の税制措置を講ずることを要望します。

(1) 純損失・欠損金について

①純損失・欠損金の繰戻還付の適用対象法人の制限を撤廃し、還付請求するための遡り期間を5年程度に延長すること。

②純損失・欠損金の繰戻還付について地方税にも同様の措置を創設すること。

③純損失・欠損金の繰越控除の繰越期間を延長すること。

(2) 税金等を一時に納付できない場合、税務署等への申請により、原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が認められるが、感染の長期化を踏まえ、この猶予期間をさらに1年間延長すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者等に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置を延長すること。

(所得税法第70条、法人税法第57条、地方税法附則第61条)